

一般社団法人 日本航空宇宙学会
会議費に関する内規

制定 平成 25 年 6 月 14 日

改正 平成 29 年 9 月 22 日

(目的)

第 1 条 飲食に要する経費のうち、日本航空宇宙学会（以下「学会」）の会計処理規程において「会議費」として整理されるものの取り扱いを規定する。

(会議費の承認)

第 2 条 会議費の支出については、会長、又はその委任を受けた者（以降、承認者）の承認を得るものとする。委任により承認者となる者を別表に定義する。

(会議費の範囲)

第 3 条 会議費として支出できるものは、会議を行う場所において供与される茶菓、弁当等の飲食物の購入費用、もしくは会議に引き続き、会議出席者による懇談会を開催するために必要な費用とする。

(会議費の限度額)

第 4 条 会議費として支出できる限度額を以下の通り定める。

1. 会議を行う場所において供与される茶菓、弁当等の飲食物の購入費用
1 人当たり 1, 5 0 0 円以下（消費税込み）とする。
2. 会議に引き続き、会議出席者による懇談会を開催するために必要な費用
原則として、1 人当たり 7, 0 0 0 円以下（消費税込み）とする。

(会議費の精算)

第 5 条 会議費を支出した者は、会議終了後すみやかに必要な帳票（領収書※、会議参加者数を示す議事録等の書類）とともに承認者の承認がなされた支払請求書を事務局に提出し、会議費の精算を行うものとする。

※ 学会支出分に対する領収書。会議出席者の負担金分は含まない。

(留意事項)

第 6 条 会議費の支出目的は、学会の活動目的と照らし許容される範囲とする。

2. 学会財政の健全性維持のため、 会議費の支出は出来る限り控えるものとする。

(改廃)

第 7 条 本内規の改廃は理事会で行う。

付 則

1. この規程は、平成 25 年 6 月 14 日から実施する。
2. この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成 29 年 9 月 22 日）から施行する。

別表 会長が会議費の支出の承認権を委任する者

受任者	委任の範囲
事務局長	事務局において開催する会議等のために支出する会議費
支部長	支部が開催する会議等のために支出する会議費
部門委員長	部門が開催する会議等のために支出する会議費
学会主催講演会実行委員長	講演会実行委員会が開催する会議等のために支出する会議費